（海業振興室並びに計画官、海業調整官、海業専門官及び漁港水面施設運営権登録官）

第五百四十三条　計画・海業政策課に、海業振興室並びに計画官四人、海業調整官一人、海業専門官二人及び漁港水面施設運営権登録官一人を置く。

2～5　（略）

6　海業専門官は、命を受けて、海業の適切な実施に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6～9　（略）

10　第六条第一項のデジタル企画官のうち一人、第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策・緊急災害対策調整官、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第四項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官及び第三百九十七条第一項の企画官のうち一人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○農林水産省令第七十一号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

農林水産大臣　簗　和生

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定期報告）	（生産調整方針の認定を受けることができる者の規模）
第二条　この条において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。	**第二条**　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の農林水産省令で定める規模は、法第五条第一項の認定を受けようとする年の米穀の生産予定数量若しくは出荷予定数量又は当該年の前年の米穀の生産数量若しくは出荷数量のいずれか大きい数量が二十トン（農林水産大臣が、生産調整の円滑な推進を図るため特に必要があると認めるときは、〇・三トン）であることとする。
一　「生産販売事業」とは、主として、自ら生産した米穀の販売又は販売の委託を行う事業をいう。	
二　「集荷事業」とは、主として、米穀の生産者から米穀の販売又は販売の委託を受けることによりその出荷を取り扱う事業をいう。	
三　「卸売事業」とは、主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、他の米穀等取扱事業（法第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次号及び第六項において同じ。）を行う者のみに対して米穀の販売を行う事業をいう。	
四　「小売事業」とは、主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、米穀等取扱事業を行う者以外の者に対して米穀の販売を行う事業をいい、「第一種小売事業」とは、玄米を精米に加工する設備を有して行う小売事業をいい、「第二種小売事業」とは、第一種小売事業以外の小売事業をいう。	